

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
0301.99	<p>2. ぶり（セリオーラ属のもの）</p> <p>ぶり（セリオーラ属のもの）の養魚用の稚魚とは、全長 15 センチメートル以下のものをいう。</p> <p>なお、ぶり（セリオーラ属のもの）のうち、かんぱちの養魚用の稚魚には、上記の他に、「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」（平成 24 年 5 月 8 日 水漁第 248 号）に基づき発給された養殖用途の確認書（活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について）が輸入申告時に税関へ提出されるものも含む（この場合、3 月 1 日から 7 月 31 日までの間に輸入申告が行われるものに限る。<u>ただし、令和 8 年 4 月 10 日付 8 水漁第 64 号により、令和 8 年においては、同年 3 月 1 日から 12 月 31 日までの間に輸入申告が行われるものに限る。</u>）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	0301.99	<p>2. ぶり（セリオーラ属のもの）</p> <p>ぶり（セリオーラ属のもの）の養魚用の稚魚とは、全長 15 センチメートル以下のものをいう。</p> <p>なお、ぶり（セリオーラ属のもの）のうち、かんぱちの養魚用の稚魚には、上記の他に、「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」（平成 24 年 5 月 8 日 水漁第 248 号）に基づき発給された養殖用途の確認書（活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について）が輸入申告時に税関へ提出されるものも含む（この場合、3 月 1 日から 7 月 31 日までの間に輸入申告が行われるものに限る。）。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>